

令和 8 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 2 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時		令和 8 年 7 月 31 日（金）15 時 00 分～16 時 03 分
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（5 名）	川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 松本俊哉 吉崎敦憲（敬称略）
	労働者代表委員（4 名）	上園哲也 櫻井律子 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（5 名）	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎 本坊一浩 柳田由美（敬称略）
	事務局（4 名）	永野労働局長 藤原労働基準部長 松下賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 令和 8 年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について 2 令和 8 年度産業別最低賃金の改正に関する申出等について （1）自動車（新車）小売業 （2）電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 3 令和 8 年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について 4 令和 8 年度運営小委員会に参加する関係労使について 5 その他	
配付資料	1 令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申） 2 令和 8 年度産業別最低賃金の改定に関する申出書 自動車（新車）小売業 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 3 就業形態別労働者一人平均 1 時間当たり賃金（鹿児島県） 4 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移 5 最低賃金額と生活保護費の比較（令和 8 年度） 6 令和 8 年最低賃金に関する基礎調査結果 最低賃金引上額・率と影響率の関係表（労働者数復元）・総括表 最低賃金引上額・率と影響率の関係表（事業所数復元）・総括表 7 第 5 回目安に関する小委員会配布資料 8 月例経済報告（令和 8 年 7 月・内閣府） 9 全国企業短期経済観測調査結果（令和 8 年 7 月 日銀鹿児島支店） 10 第 75 回中央最低賃金審議会配布資料 審議会進行時の配付資料 ・鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写） ・鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）	

○ 松下室長

定刻になりましたので、令和8年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。委員の皆様には、誠にお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まず初めに、お手元にお配りしている資料の御確認をお願いします。青色のインデックスの資料の1から10までが今回の資料となっております。

また、本審のみの委員の皆様には、7月27日開催の第1回県最賃専門部会の資料も配付させていただきますので、御参考にしていただけたらと思っております。

毎度のお願いになりますが、事務局による正確な議事録作成のために、進行役を除きまして、御発言いただく際は、必ず御自分の名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、マイク同士の干渉を避けるため、発言の都度、マイクのオン・オフを行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

それでは、これからの進行につきましては、川口会長のほうをお願いいたします。よろしくをお願いします。

○ 川口会長

それでは、ただいまから令和8年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、本審議会の成立および会議の公開について、事務局より説明をお願いします。

○ 松下室長

それでは、ここからは座って説明させていただきます。

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、審議会は、委員の3分の2以上または労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができないと規定されております。

本日は、委員の3分の2となる14名の委員に御出席いただいております、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局にて会議開催の周知を行いましたところ、5名の傍聴の希望と報道機関2社ですかね、2社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。本審議会は、有効に成立していますので、これから審議に入りたいと思います。

ただいま事務局から話がありましたように、本日は傍聴及び取材を希望される方々がいらっしゃいます。

審議会の公開につきましては、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする規定されており、7月10日開催の第1回本審において、傍聴と取材及び会議資料の配付を認めることとしていますので、事務局は傍聴希望者及び取材希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

(傍聴者、取材者入室、資料配付)

○ 川口会長

それでは、議題に入ります。

本日の議題は、会次第に則って1番から5番までありますので、順次審議していきたいと考えます。

まず最初に、1番目の議題として、令和8年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○ 松下室長

本日の資料は、資料1に令和8年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申文の写し、それから別紙1として、令和8年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解及び別添参考資料ですね。それから別紙2として、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告をつけておりますので、御確認いただけたらと思います。

また、本年度も昨年同様、中央最低賃金審議会の藤村会長より各委員の皆様宛てに、ビデオメッセージが届いておりますので、御覧いただき、これにより令和8年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、今からモニターのほうで放映いたしますのでよろしくお願いいたします。

(ビデオメッセージ放映)

○ 松下室長

以上で、メッセージは終了となっております。

○ 川口会長

それでは、審議に入りたいと思います。

ただいま中央最低賃金審議会における目安答申について伝達を受けましたが、委員の皆様方、何か御質問、御意見等はありませんか。どうぞ。

○ 白石委員

すみません、労働者側の白石です。

今のビデオの文字起こしみたいなのはもらえるのでしょうか。

○ 松下室長

はい、ペーパーがございますので、どうしますかね……。はい、ペーパーがございますのでお渡しすることは可能ですので、必要であればお渡しいたします。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただいまの質問は、この資料の1のこのことではないですか。またこれとは別途に、もう1つあるのですか。

○ 松下室長

はい、メッセージそのもの、いわゆる原稿といいますか、お話になられた内容につきまして原稿がございます。また別途ですね。

○ 川口会長

はい、了解いたしました。

それでは、次の議題として、それでは、本日の資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○ 松下室長

それでは、本日の資料について御説明させていただきます。

資料の 3 から始めたいと思います。

資料の 3 は、就業形態別労働者一人平均 1 時間当たり賃金を取りまとめたものとなります。毎月勤労統計調査ですね。地方調査の規模 5 人以上を基に、常用労働者、一般労働者、パートタイム労働者という就業形態別に、1 時間当たりの賃金と、その前年同月比を取りまとめたものとなっております。

中段の一般労働者と下段のパートタイム労働者の表には、それぞれ賃金構造基本統計調査の 5 人から 9 人の規模から、男女別に 1 時間当たり賃金も記載しております。

続きまして、資料 4 は、毎年 2 月を中心に最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しておりますが、その結果をまとめたものでございます。

次、続きまして、資料の 5 になります。

こちらは、生活保護費と最低賃金額の比較の令和 8 年版になりますが、これは平成 29 年度から厚生労働省が一括して作成しているものです。

鹿児島県の生活保護費は 9 万 2,606 円、令和 6 年度の最低賃金額の 953 円に基づいて算出した賃金の手取り額は 13 万 6,480 円。令和 7 年度の最低金額の 1,026 円に基づいて算出した賃金の手取り額は 14 万 6,935 円となっており、いずれの年度も最低金額に基づいて算出した手取り額のほうが生活保護費を上回っております。

なお、令和 8 年度第 1 回県最賃専門部会の資料 5 の 1 に、第 2 回目安小委員会資料、生活保護と最低賃金として、全国の資料がありますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、資料 6 について御説明いたします。

この資料は、最低賃金に関する実態調査のうち、鹿児島労働局が主体となり実施しました今年の基礎調査の結果でございます。7 月 30 日現在で利用可能なデータを基に、全て 1 円ピッチで分析を行ったものになります。

資料 6 の 1 が労働者数で復元した結果であり、2 が事業所数で復元した結果になっております。労働者数復元、事業所数復元、いずれの場合であっても、最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表は、2 枚目以降の全労働者の総括表を基に作成したものであります。

また、最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表は、引上げ額に対応した引上げ後の最低賃金額と引上げ率、そして影響率の関係をまとめたものとなっております。

総括表には、全労働者の総括表のほかに、一般労働者のみの総括表とパート労働者のみの総括表をお付けしております。

今年の未満率で言いますと、労働者数復元で2.42%、事業所数復元で2.66%となっております。

続きまして、資料の7になります。

資料7は、第5回目安に関する小委員会における参考資料であり、は委員からの追加要望資料、それから、は足元の経済状況等に関する補足資料、は主要統計調査資料となっており、いずれも更新部分を抜粋したものとなっております。

続きまして、資料8は内閣府が発表した7月の月例経済報告。それから、資料9としまして、日銀鹿児島支店が発表した全国企業短期経済観測調査結果を付けております。

そして、資料の10は7月28日に開催されました第75回中央最低賃金審議会の資料のうちの目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れを付けております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○ 川口会長

ありがとうございました。ただいま説明資料等の説明がございましたが、委員の皆さん、御質問等はございませんか。よろしいですね。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

それでは、2番目の議題となります。令和8年度産業別最低賃金改正に関する申出等についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 松下室長

まず初めに委員の皆様におかれましては、既に御承知とは存じますが、産業別最低賃金の基本的な流れ等につきまして、改めて御説明させていただきます。

資料10のを御覧ください。目安答申後の地域別最低賃金審議会における審議の流れの4

ページからとなっております。

4 ページでは地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業または職業について、関係労使のイニシアチブに基づき、地域別最低賃金に上乘せをするものとされております。

それから、6 ページですが、特定最低賃金の決定、改正、廃止までの流れといったものが記載されております。

続いて、9 ページには、特定最低賃金の決定、改正または廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について、関係労使のイニシアチブ発揮による改善として、関係労使当事者間の意思疎通、関係労使の参加による必要性審議、金額審議における全会一致に向けた努力ということが記載されており、さらには、こちらの10ページから11ページにかけて、特定最低賃金の審議における労使のイニシアチブの促進に向けた参考事例が記載されております。当該事例も参考にしながら、関係労使のイニシアチブを発揮していただきたいと考えております。

なお、詳細については、また改めて御確認いただけたらと思っております。

それでは、産業別最低賃金の改正等につきまして、御説明をいたします。

産業別最低賃金の改正等は、関係労使等から最賃法第15条第1項に基づく改正等の申出を受けて審議に入るという形になっております。

鹿児島県における産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、それから百貨店、総合スーパー、自動車（新車）小売業の3業種について決定されております。

本年度におきましては、電気関係製造業と自動車（新車）小売業については、それぞれの業種に関する最低賃金の改正等の申出をそれぞれの労働団体から受けております。百貨店、総合スーパーにつきましては、本年度意向表明はありませんでした。

申出の状況につきましては、青色のインデックスがついている資料2のとおりでございます。

資料2の は、自動車（新車）小売業の申出書になります。7月29日、自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会より申出書の提出があり同日受理しております。

資料2の は、電気関係製造業の申出書になります。7月22日、京セラ労働組合国分支部、大口電子労働組合、パナソニックデバイスSUNX九州労働組合より申出書の提出があり、同日受理しております。

これらの申出書の内容を審査いたしました。それぞれの申出書の申出の理由欄に記載されていますとおり、使用される労働者数は事務局がそれぞれの産業別に適用される基幹的労働者を算定し、関係労使団体宛てに通知した労働者数になります。

労働協約適用の労働者数の割合は、自動車（新車）小売業は57.5%、それから電気関係製造業は53.18%となっており、改正の申出の要件に当てはまっております。

産業別最低賃金の適用がある基幹的労働者数のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける基幹的労働者数がおおむね3分の1以上であることを満たしており、申出書として問題はないものと思われます。

以上で、産業別最低賃金の改正に関する申出等についての説明を終わります。

○ 川口会長

ありがとうございました。産別最賃については、自動車（新車）小売業、電気機械器具等製造業関係から改正の申出がなされており、労働者数等の割合についての申出の要件も満たしているということでした。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○ 川口会長

それでは、自動車（新車）小売業と電気機械器具等製造業関係の二つの産業別最賃の改正申出につきましては、これでいきたいと考えます。

続きまして、産業別最低賃金の審議に関する今後の大まかなスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

○ 二石補佐

産業別最低賃金に関する今後のスケジュールを説明いたします。

本日、この後、永野労働局長から、改正の必要性の有無について調査審議をお願いするという諮問を行わせていただきます。

この諮問を受けて、既に第1回本審で開催日の御予約をいただいていたとおり、8月の28日と31日に予定している運営小委員会で、まず産業別最低賃金の改正の必要性に関する調査

審議をしていただくことになります。

運営小委員会におきましては、中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会によれば、全会の一致の決議に至るよう努力するものとしてされており、十分に審議を尽くしていただくために、今年度も複数回の日程を確保しているところでございます。

運営小委員会において全会一致で改正の必要性ありとの結論に至った場合には、その後に本審を開催して運営小委員会から調査審議の必要性に関する報告を受け、答申をいただくことになります。これは、産業別最低賃金の専門部会とは異なり、運営小委員会には最低賃金審議会令第6条第5項の適用がなく、運営小委員会で結論が得られた場合には必ず本審に審議結果を報告しなければならないとされております。

例年の流れに当てはめてみますと、運営小委員会の後、8月下旬から9月上旬に開催する予定の第4回本審において運営小委員会の報告を受けて、答申をいただいております。8月28日、31日の運営小委員会で結論が出なかった産業別最低賃金につきましては、第3回目の運営小委員会を開催し、引き続き審議いただくことになります。第4回本審までに結論に至らなかった場合には、結論が出た後に第5回本審を開催して、運営小委員会の報告を受けていただくことになる場合もございます。

その後、本審において、産業別最低賃金改正の諮問をさせていただいた後、産業別最低賃金専門部会の委員の公示を経て、専門部会を立ち上げて調査審議をお願いすることになります。産業別最低賃金の発効につきましては、基本的には年内発効を目標としていることから、今年の産業別最低賃金につきましては、10月上旬頃より専門部会を開催していくことを考えております。

前回の第1回本審で、運営小委員会は、1回目を8月28日10時からとしていたのですが、委員の御希望により同日15時からに変更して鹿児島合同庁舎第2会議室で開催し、また2回目を8月31日14時から新しい第3合庁で開くという日程だけは決定しております。

関係労使——オブザーバーの人数、その選出方法等まだ決定しておりませんので、この後に御審議をお願いしたいと思っております。

以上で、産業別最低賃金に関する今後のスケジュールについての説明を終わります。

○ 川口会長

ありがとうございました。事務局から、ただいま産業別最低賃金に関する今後のスケジュールについて説明がありましたが、御質問等ございませんか。よろしいですね。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

それでは、3番目の議題となりますが、ただいまの申出に基づいて、令和8年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問を永野労働局長にお願いします。

(諮問文(写)を配付)

○ 永野局長

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。鹿児島労働局長、永野和則。

鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)。

令和8年7月29日付をもって申出代表者自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会議長崎山広樹から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。鹿児島労働局長、永野和則。

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)。

令和8年7月22日付をもって申出代表者京セラ労働組合同分支部支部長平岡康徳、大口電子労働組合執行委員長久保田覚史及びパナソニックデバイスSUNX九州労働組合執行委員長喜禎洋平から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

○ 川口会長

ただいま、永野労働局長から各産別最低賃金の改正の必要性の諮問を受けましたので、本日の議題の4番目、令和8年度運営小委員会に参加する関係労使についてを議題にしたいと

思います。

事務局より説明をお願いします。

○ 二石補佐

産業別最低賃金に関しましては、まず運営小委員会を開催して、改正の必要性の審議を行っていくわけですが、この運営小委員会では、関係労使の御意見などを聞いております。

まず、これまでの流れを簡単に御説明いたします。

第1回本審の資料を御覧ください。赤色インデックスの資料2とある中の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についてと表題のある資料を御覧ください。その中の記の2の部分です。

産業別最低賃金の必要性の有無に関する調査審議は、鹿児島地方最低賃金審議会委員で構成する運営小委員会に当該産業の関係労使をオブザーバーとして参加させて行くと決められております。

また、資料2の鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領の中の3の2において、関係労使の人数は同数とすると定められております。

これらを踏まえ、平成15年から関係労使が参加した運営小委員会が開催されております。

本日、委員の皆様には御審議をいただきたい事項が三つございます。1点目は、関係労使を何名ずつにするか。2点目は、選任方法はどのようにするか。3点目は、いつまでに選任するかという事項でございます。

関係労使を何名ずつにするかについて、少し説明を申し上げます。

例年、二つの産業別最低賃金とも関係労使を各1名ずつとし、いずれかの参加がなくても、例えば労側だけとか、使側だけとか、そういった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れるということで合意がなされております。

これを踏まえますと、今年も関係労使の人数を産別ごとに決めていただくとともに、関係労使は可能な範囲で参加していただき、万が一参加できなかった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れて審議するか、あるいは受け入れないかという点についても、あらかじめお決めいただきましたら、今後もスムーズに運営できると思われしますので、よろしくお願いいたします。

選任方法ですが、これまでは労使の各団体からの推薦があり、関係労使の推薦手続は、事

事務局宛てに任意の様式で該当する産別の件名、関係労使の所属団体、事業場名、職氏名、住所、電話番号等連絡先を記載していただいたものを、メール等で提出していただきました。

今年も同様でよろしいか御確認いただきたいと思います。推薦の時期については、タイトで申し訳ございませんが、8月10日月曜日までをお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○ 川口会長

ありがとうございました。関係労使の選任について、ただいま事務局から説明があったところです。

一つ目が関係労使の人数を各何名にするか、また万一参加できなかった場合の運営小委員会での結論の取扱いをどうするか。

二つ目が選任方法をどうするか。

そして、三つ目が改めて第1回運営小委員会を8月28日金曜日15時から、第2回運営小委員会を8月31日月曜日14時から開催し、関係労使の推薦期限を8月10日月曜日までにしたいという提案がありましたので、順番に審議していきたいと思いますが、その前に御質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

それでは、この順番で審議をしたいと考えております。

まず、1番目の関係労使の人数等に関してですが、関係労使の人数を産別ごとに何人ずつにするかということ、そして関係労使は可能な範囲で参加していただき、万一参加できなかった場合でも、本審では運営小委員会での結論を受け入れて審議するか、それとも受け入れないかという点について、各側の御意見を伺いたいと思います。

労側、使側、それぞれ御意見をお願いいたします。

○ 白石委員

労働者側、白石です。

例年どおりでお願いしたいと思います。

○ 濱上委員

使側、濱上です。

今、いろいろお声がけ、参考人ということでお声がけしているところです。例年どおりでいいとは思いますが、今のところ、電子部品・デバイスについては、お一人お呼びしようかなと思っています。自動車（新車）については、できれば使側とすれば、お二人お呼びできないかなということで今調整はしております。

労側の数、今同数ということですので、そこは今後調整しなきゃいけないのかなとは思っておりますが、今のところはお二人お呼びできればというふうに思っています。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。人数に関して、労側が従来どおり1名、そして使用者側が2名の可能性もあるということですが、この場合の取扱いは、事務局どうされますか。

○ 松下室長

すみません、基本はやはり労使同数という形でお願いをしたいと思っております。どうでしょう。合わない場合……、あとは、どうですか。

○ 二石補佐

出ていただけない場合でも、やはり同じように、出る場合と同じように、審議の結果を受け入れていただくという御了承をいただきたいと思います。

○ 松下室長

すみません、大変失礼しました。基本は同数でお願いしたいと思っておりますが、数に差が出たとしても、その結果について……。

○ 二石補佐

基本的には同数を原則とするのですが、やはり1名となった場合でも、審議の結果について結論を受け入れていただくかどうかというのを決めていただければよろしいのではないかと

とは思っております。

○ 川口会長

この場で1名か2名かに別に決める必要はないということによろしいのですか、取りあえず。

○ 二石補佐

それで結構でございます。

○ 川口会長

それでは、今、労側が1名、使側が場合によっては2名という提案で、その人数の確定に関してはそれで構わないと。ただし、その後の結論の受入れについては、本審では運営小委員会の結論を受け入れて審議するという形で了承をもらうという形で、労側、使側、それによろしいですか。

○ 白石委員

労側、白石です。

今のところ1名ずつと思っているのですが、自動車のほうが2名で、今の話を聞きまして、こちら当たってもう一人というところで、自動車関連で自動車総連に言って、もしいなかった場合、2対1になるってということですか。

前回の場合は、同数でない駄目だというような話を伺っていたのですけれど。

○ 二石補佐

基本的には、同数ということになっておりますので同数なのですが、結論として出席できないという場合でも、その審議の結果を受け入れていただくという御了承をいただければ1名ということでも可能だと思います。

ただ、できないということであれば、またちょっと人数を合わせるという必要が出てくると思います。

○ 白石委員

ありがとうございます。この場では関係者の自動車のほうに確認取らないと私が分かりましたというわけにもいけないので、そこは後日確認取ってからでよろしいのでしょうか。その1名、2名で、使側が2名でこちらが1名の場合、自動車として受け入れるのかという確認をそれいつまでに取ればよろしいのですか。

○ 松下室長

一応推薦としましては10日まででお願いしたいとなっておりますので、推薦をいただいて、そこで人数的に合わないとなった場合は、こちらの事務局からまたお声かけしていただいて、同数になるようにできるだけしたいと考えておりますが、その数字、人数が合わなかった場合は、その、先ほどまた話が戻りますが、それで了承、人数が少ないほうと思いますけど、その結果を受け入れていただくかどうかをまた了承していただくということにはなってくると思います。ですので、この場で確定という形ではしないと考えております。

○ 川口会長

労側、使側、今の説明でよろしいですか、後は。最終的には、まだしばらく2名になる可能性もあるかも分からないということで、一応人数を確定する作業をしてみた後に、流動的に1名になる可能性もあるという形で、今、事務局の説明になろうかと思いますけれど。

○ 白石委員

委員白石です。

今、確認ですけど、電気のほうは1名で自動車が2名ということで。

○ 濱上委員

はい、2の可能性があるという。

○ 白石委員

はい、分かりました。ちょっと持ち帰って、ちょっと自動車の関係者とちょっと確認取ってみますので。基本的には同数ですよね。ですよね。

○ 松下室長

はい。基本は同数ということですので。

○ 白石委員

今の話だと、もし見つからなかった場合は、お二人来るっていうのを自動車として認めるか認めないかっていう。

○ 松下室長

最終的に、結論ですけれども。

○ 白石委員

もう同数では駄目ということなのですね。

○ 松下室長

そうですね。

○ 川口会長

濱上委員。

○ 濱上委員

濱上です。

どうしても同数でなければいけないというものであれば、1名で結構です。

○ 川口会長

結論として、取り扱いから一応同数というのが規定されているということですが、二人ということになると、そちらも二人にならざるを得ないとか、そういった形になろうかと思えますけど。

今最初、事務局提案であったように、2名か1名かの人数に関しては留保しておいて、流動的に後で調整をするというやり方なのか、もう今この場で1名という形で決定してしまうのがよろしいのか。どちら、どういった考えになろうかと、と思えますけれど。

○ 松下室長

すみません、何度も申し訳ないです。運営要領にありますとおり、同数となっておりますので、やはりそこは合わせるべきかと思っております。なので、今の段階で使側のほうが2名ということであれば、労側のほうも2名出していただけるか、1名しか駄目だっていうことであれば、申し訳ありませんが使側も1名という形で調整をせざるを得ないものかなと思っております。

あとは、また労側のほうが御検討いただくということでしたので、2名出されるということであれば、もう一名、どなたか該当する方いらっしゃるようでしたら、また推薦いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

ですので、この場で1名だ2名だということではなく、労側のほうがもう1名だけしか出せませんという話になれば、そこは使側のほうが1名でお願いしたいなというふうなところは考えておりますので、そこが流動的でありましたら、また検討の余地があるかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 川口会長

今、事務局説明で、労側、使側、よろしいですか。よろしいですかね。取りあえず、一応人数的なものは流動的であるということで、最終的に2になるか1になるかは、この場では確定しないということで。

ただ、事務局側の説明によれば、同数が原則であると。そこだけは最終的に守らざるを得ないということで考えているということ。

たしか昨年も2とかいうあれもありましたよね、若干。その後、流動的な形で動いていった動きがあったように記憶しています。もし去年と同じような流れであれば、今、事務局説明も一応流れとしては妥当するのかなという気はしておるところでありますけれど、今の松下室長の説明でよろしいですか。取りあえず人数の考え方、そして審議の……、どうぞ。

○ 上園委員

すみません、上園と申します。

8月10日までに書類を提出してくださいというお話だったですけれども、仮に労側が1名、使側が2名という形になった場合はどう取扱いをすることになるのですか。

○ 松下室長

そこは、先ほどもお話しいただいているように、結果的にもう労側が1名、使側が2名という形で推薦していただいた場合、やはり数を合わせないといけないということになりますので、その場合は使側のほうも2名推薦いただいているうちの1名を出ていただくというふうな形にせざるを得ないものと考えておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

また、その数を合わせた上で、仮に、去年もそうですが、どうしても出られないという方がいらっしゃった場合は、そこは当初お話ししているように、それを受け入れていただくということも止むを得ないのかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○ 川口会長

ただいまの事務局説明でよろしいですか。労側。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口会長

はい、ありがとうございます、使側も。

そして、あわせて参加については可能な範囲で参加していただき、万一参加できなくても本審では運小での結論を受け入れて審議することとするということに関しても、例年どおりということで、その部分もよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口会長

続きまして、2番目の確認事項でございます。選任方法についてですが、昨年同様、各側から推薦していただくこととし、事務局宛てに、任意の様式に該当する産別の件名、関係労使の所属団体(事業場名)、職氏名、住所・電話番号等連絡先を記載し、推薦していただくということで、取り計らってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口会長

ありがとうございます。それでは、例年通り選任方法も同様といたします。

3番目の審議事項として、関係労使の推薦期限の件です。推薦期限は8月10日月曜日までとし、第1回運営小委員会を8月28日金曜日15時から、第2回運営小委員会を8月31日月曜日14時から、それぞれ開催となっておりますので、委員の方々は日程の確保をお願いしたいと思います。

推薦の期限に関しても、例年こういったスケジュールになりますけど、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口会長

ありがとうございます。それでは、委員の方々は日程の確保をお願いいたします。

最後に、議題5のその他になります。事務局から何かございますか。

○ 松下室長

第1回本審において第3回本審につきましては、早期発効のために専門部会が結審した同じ日に開催させていただきたいということをお願いしております。今後の専門部会は、8月5日水曜日、10日月曜日、18日火曜日、21日金曜日と4回分設定しております。

専門部会で結審の可能性がある8月10日以降につきましては、本審のみの委員の皆様には、各専門部会終了後すぐに事務局から携帯電話やメールなどで、その日の本審開催の有無を連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、専門部会終了後、会場等を整えた後に本審を開催するため、審議の進行によりましては若干お待ちいただくこともございますので、どうぞ御了承いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○ 川口会長

ありがとうございました。ほかに御意見等ございませんか。ございませんか。公益のほうは。

○ 松枝委員

公益の松枝でございます。

先ほどの運営小委員会の人数の確認をさせていただきたいのですけれども、8月10日の推薦人の締切りまでに労使各側で御提示いただいた上で、2名、1名分かれておりましたけれども、そのうち少ないほうを取る、そういう理解でよろしいですか。

○ 松下室長

はい、基本同数ということが規定されておりますので、少ないほうに合わせるというのが原則になってくると思います。

○ 松枝委員

はい、承知いたしました。その上で、公益といたしましては、できる限り、産別最賃ですので、その当事者の方々の御意見を伺いたいという気持ちはございますので、御協力いただけますと幸いです。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ほかには何かございませんか。公益のほうは何かございませんか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

労側、使側の委員の方々、何か御意見等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

特に御意見等ないようですので、最後に議事録の確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側が濱上委員をお願いいたします。

以上をもちまして、予定しておりました全ての審議は終了いたしました。本日の審議会はこれにて終了いたします。

ありがとうございました。